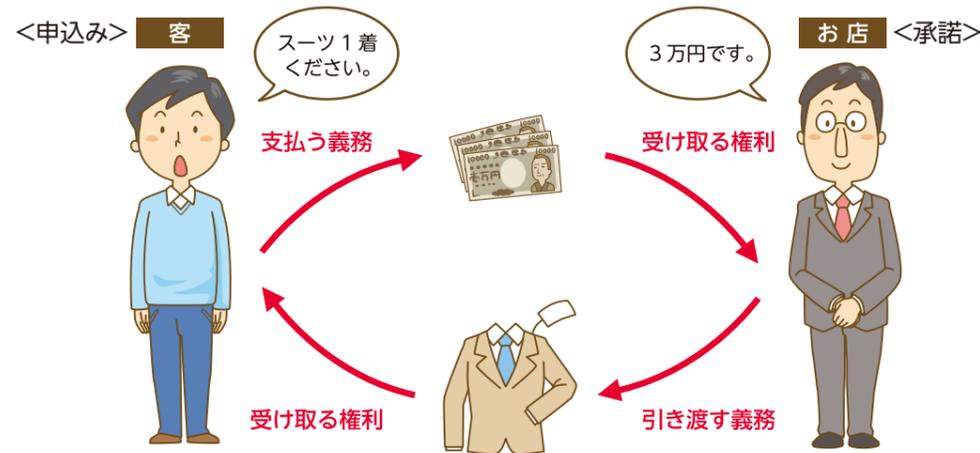


## 知っているようで知らない… 「契約」って何？

契約とは、消費者と販売会社の双方が合意して成立する約束のことで、それぞれに法的責任を伴う権利義務関係が発生する点が、単なる約束と異なります。



買物は契約の例の一つです。すなわち、申込みと承諾による口約束だけで契約は成立します。一度成立した契約は、クーリング・オフが適用できる場合等を除いて、原則として一方的に解除することはできません。そのため、お店で選んだスーツを買ってから、デザインやサイズが気に入らないから、スーツを返すので支払った代金を返還してほしいと申し出ても、お店はその求めに応じる義務はありません。買物など、契約は慎重に行いましょう。

## 成年後見制度のご案内

判断能力が低下した高齢者や知的障害のある方々を対象に、高額な契約を次々に結ばせる業者や、詐欺のターゲットにする業者が後を絶ちません。こうした被害回復をスムーズに行うためには、あらかじめ「成年後見制度」を利用することが有効です。

京都市では、制度に関するご相談から、制度の利用に至るまでの一貫した支援を行っています。詳しくは、京都市成年後見支援センター(電話 075-354-8815)までお問い合わせください。

また、日常的な金銭管理等が不安なときは、日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)を利用できる場合があります。

詳しくは、京都市社会福祉協議会(電話 075-354-8731)までお問い合わせください。

## 悪質商法などのご相談は消費生活総合センターへ

相談無料 **075-366-1319**

相談時間

午前9時～午後5時 土日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く。

年末年始を除く土日、祝休日(午前10時～午後4時)の消費生活相談は188(局番なし)へ。  
独立行政法人 国民生活センターの相談窓口につながります。

ホームページ

京都市消費生活総合センター

検索



〒604-8588  
京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町 521  
中京区総合庁舎3階  
京都市消費生活総合センター FAX 075-366-2259



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ!



京都市印刷物第044940号 発行/令和5年3月  
京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

ちょっと待った

# その契約 その手口

知っておこう

## 悪質商法から身を守るための6つの心得

- 簡単にドアを開けない。**  
見知らぬ人の親しげな電話、訪問、接近に要注意。
- うまい話はまず疑う。**  
甘い言葉にご用心。
- 個人情報には教えない。**  
家族構成、預貯金、健康状態、悩みごとなどを簡単に明かさなない。
- 契約は慎重に。**  
高額な契約の前に、他社からも見積りを取って比較する。納得できるまで説明を受け、署名や押印は慎重に。契約書などの書類は大切に保管する。
- 要らないときはキッパリ断る。**  
「結構です。」「いいです。」といったあいまいな言葉は使わない。
- 困ったときは、京都市消費生活総合センターへ**

一人で決めたり、考えたりせずに、家族や身近な人、京都市消費生活総合センターに相談を。

消費生活相談は **075-366-1319** (平日午前9時～午後5時)

まずはお電話ください。相談は無料です。

土日祝休日(年末年始を除く) **消費者ホットライン 188** (午前10時～午後4時)

独立行政法人 国民生活センターの相談窓口につながります。\*電話相談のみ

最寄りの警察署

警察署

電話 **075-**



京都市  
CITY OF KYOTO

## 迷惑な訪問販売

- ① 業者名、訪問目的を言わずに、話しかけてくる。
- ② 断っても帰ってくれず、何度も勧誘される。

ドアを開ける前に、業者名、訪問目的をしっかりと聴きましょう。  
業者名、訪問目的、勧誘の内容を言わない場合や、話を聴く必要がないと思ったら、ドアを開けずにキッパリ断りましょう。



## 迷惑な訪問購入(訪問買取り)

- ① 貴金属などを出すように強引に迫られ、通常相場よりかなり安い値段で買い取られる。
- ② キャンセルしたいと業者に伝えても、「既に手元にない。キャンセルできない。」と断られる。



このような「訪問購入(訪問買取り)」にもクーリング・オフ制度(次ページ参照)が適用され、訪問購入(訪問買取り)の場合、クーリング・オフ期間中は物品の引渡しを拒むことができます。

また、突然訪問することは法律で禁じられています。買取りを希望しないときは、訪問を告げる電話があってもキッパリ断りましょう。

## 心当たりのない商品発送の確認

- ① 心当たりがないのに、海産物や健康食品などの商品を「これから発送する。」という電話が掛かってくる。
- ② 注文した覚えがないと断っても、「既に注文したことになる。」などと言われ、強引に送られてくる。



「送る」と言われても、「要らない」とキッパリ断りましょう。  
たとえ送られてきても、受取拒否をし、代金も支払わないようにしましょう。

## 心当たりのない請求

- ① メールや郵便で身に覚えのない請求書が届く。
- ② 「法的手続きを取る。」「取立てに行く。」「これが最後通告」など、恐怖心をおおることが書いてある。



身に覚えのない請求は無視しましょう。相手に連絡を取ると、氏名や住所などの個人情報を聞き出され、さらに脅されることがあります。

## うまい話にご用心

- ① 「将来、もうけが確実」「高利回り」などとうたい、株、債券、金融商品、その他の権利等の購入を勧められる。
- ② 特別に選ばれたと思わせるよう、「この地域限定で募集している。」「一部の方だけに案内している。」などと勧誘される。
- ③ 実在する大手企業などをかたって信用させる。
- ④ 「迷惑は掛けないので、名前だけ貸してほしい。お礼をする。」などと言って何度も頼まれる。
- ⑤ 「名前」を貸すことで、「名義貸しは違法だ。あなたは裁判にかけられる。解決するには手数料が必要だ。」などといった、トラブルに巻き込まれる。



簡単にもうかる「うまい話」はありません。勧誘されてもキッパリ断りましょう。  
かつて、投資詐欺等の被害に遭った人は、住所氏名等が悪質業者の間で出回っており、勧誘されやすいので特に気をつけましょう。以前の被害を取り戻すためと言って、登録料や着手金名目でさらに金銭を要求される手口も見られます。  
最近では、現金を郵便や宅配便で送るよう指示する手口が増えています。  
しかし、郵便法や約款等で、現金を送ることは禁じられています。絶対に現金を送ってはいけません。

## 契約したけど解約したい...

そんなときは **クーリング・オフ制度** があります。

訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合、一定の期間内(法定書面を受け取った日から8日間、マルチ商法等の場合は20日間)であれば無条件で解約できる**クーリング・オフ制度**があります(ただし、3,000円未満の現金取引はクーリング・オフできません)。

クーリング・オフをするには、はがきに右記の内容を記入し、**特定記録郵便**で出しましょう。詳しくは、京都市消費生活総合センターにお問い合わせください。



くはがきの書き方>

はがき □□□□□□□□	〇〇市〇〇区〇〇町〇〇丁目〇〇番地
〇〇株式会社 代表者 様	

契約解除通知書  
契約(申込み)年月日  
販売会社名  
担当者名  
商品名  
契約金額  
右記の契約は解除します。  
なお、支払済みの〇〇円を返金し、  
商品を引き取ってください。  
令和〇〇年〇〇月〇〇日  
京都市〇〇区〇〇町〇〇番地  
〇〇〇〇〇〇(契約者氏名を記入)

※クーリング・オフの通知は、はがきのほか、FAXや電子メールでも行うことが可能です。  
※通知を出す前に、はがきは両面をコピー、電子メールはスクリーンショットを撮るなどし、必ず保管してください。  
※クレジット契約の場合は、クレジット会社と販売会社へ同時にクーリング・オフの通知を行う必要があります。